

第 3 号（平成 3 0 年 3 月 1 9 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成30年3月井手町議会（定例会）会議録（第3号）

招集年月日

平成30年3月19日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成30年3月19日午前 9時59分 議長 丸山久志

閉会 平成30年3月19日午前11時31分 議長 丸山久志

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
6番	村田	忠文	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	操
10番	木村	武壽			

欠席議員

5番 古川 昭義

会議録署名議員の氏名

2番 西島 寛道 3番 岡田 久雄

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎 裕美	議会書記	平間 克則
議会書記	坂井幸一郎	議会書記	岩村 恭子

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼地域創生推進室長事務取扱	後藤 崇文	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也
企 画 財 政 課 長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理	住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子
保 健 医 療 課 長	中谷 誠	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭
上 下 水 道 課 参 事	森田 肇	同和・人権政策課長	西島 豊広
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	野田 昌司	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	奥山 英高		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成30年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第3号〕

平成30年3月19日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第5号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第9号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第10号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第11号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第24号 平成30年度井手町一般会計予算
- 第7 議案第25号 平成30年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第8 議案第26号 平成30年度井手町水道事業会計予算
- 第9 議案第27号 平成30年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第10 議案第28号 平成30年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第29号 平成30年度井手町介護保険特別会計予算
- 第12 議案第30号 平成30年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第13 議案第31号 平成30年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第14 発議第1号 生活保護基準引き下げ中止を求める意見書
- 第15 発議第2号 森友学園問題等の真相究明を求める意見書
- 第16 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

本日の会議に古川昭義議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げ
ます。

谷田 操議員より、発議第1号、生活保護基準引き下げ中止を求める意見
書、発議第2号、森友学園問題等の真相究明を求める意見書が提出されてお
りますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み
入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しておりますので、平成30
年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、西島寛道
議員、3番、岡田久雄議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい
たします。

ここで、3月8日本会議における議案第12号、井手町都市公園条例の一
部を改正する条例制定の件の質疑に対する答弁につきまして、理事者より発
言の申し出がありますので、これを許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 貴重な時間をいただき、まことに申しわけございません。

井手町都市公園条例の一部を改正する条例の質疑におきまして、谷田利一
議員の質問に答弁漏れがありましたので、答弁をさせていただきます。

まず、井手町が管理する公園は井手町都市公園条例の何ページに載ってい
るのかにつきましては、記載されているページはございません。また、条例
内に別表と記載されているのは管理する公園のことではないのかにつきまし
ては、別表に記載されているのは、使用料に関するものであります。

次に、公園の管理につきましては、都市公園法第17条に、公園管理者は
管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならないと規定さ
れておりまして、本町の都市公園は、この台帳にて管理しているところであ

ります。

以上でございます。

議長（丸山久志） 次に、3月9日本会議における議案第7号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件の質疑に対する答弁につきまして、理事者より発言の申し出がありましたので、これを許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 先日の谷田 操議員のご質問中、議案第7号の井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件のところで答弁できておりませんでした件につきまして、お答えいたします。

京都府の事務についてであります。市町村において引き続き国保の事務を行うこととなり、運営協議会の名称については、京都府は京都府国民健康保険運営協議会という名称にしておられるということでございます。

議長（丸山久志） 日程第2、議案第5号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子）

（議案第5号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって討論を終わります。

これから、議案第5号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決し

ます。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第9号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件、日程第4、議案第10号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件、日程第5、議案第11号、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件の3件を一括議題とします。

議案第9号、議案第10号、議案第11号、提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝)

(議案第9号、議案第10号、議案第11号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第9号、議案第10号、議案第11号の質疑を行います。議案番号を明示の上、質疑願います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 3議案共通して、用語についての質問をいたしますが、まず、議案の表題にもなっております指定地域密着型サービスというのと、今回新たに出てくる共生型というものがついたサービスとはどのように違うのか、もともとはこういうサービスだけれども、共生型というのはこういう考えであるというご説明をお願いしたい。

それと、何か所かに介護医療院という言葉が出てくるわけですが、現在の療養病床と呼ばれるものが介護医療院という形に転換されていくことになると思うんですけれども、今までの療養病床と変わらない、名前が変わるだけなのか、どのように中身が変わるのか。それと、近隣で言うたら、療養病床

というのは、例えばどこの病院のどういう名称でやっておられる事業である
というようなことがわかれば、お願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず、指定地域密着型サービスにつきましては、高齢者が中重度の要介護
状態になっても、可能な限り住みなれた地域で生活を継続できるように、平
成18年4月に制度が創設されたものでございます。こちらにつきましては、
その市町村の被保険者のみが利用できるサービスで、市町村が指定、監督の
権限を持ち、国の基準の範囲内で実施しているものであります。

それと、共生型サービスにつきましては、こちらの制度につきましては平
成30年4月から実施される事業でありまして、共生型サービスは、一つの
事業所で介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取り組みであり
まして、障害福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険事業所の指定も受
けやすくなるといったものでありまして、対象サービスにつきましては、訪
問介護、デイサービス、ショートステイが想定されているところでございま
す。この経過としましては、障害福祉サービスを受けてきた方が65歳にな
ると、なじみの事業所でサービスを受けることが難しいという問題があった
ことから、この問題を解消するために共生型サービスが創設されたものでご
ざいます。

次に、介護医療院と療養病床の関係なんですけど、こちらにつきましては、
今後増加が見込まれる慢性期の医療介護ニーズへの対応のため、日常的な医
学管理が必要な重い要介護者の受け入れや、みとりなどの機能と生活施設と
しての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設でございます。

次に、現在の介護療養型医療施設なんですけど、山城北圏域で申し上げます
と、宇治おうばく病院1事業所となっております。

以上です。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 町内で地域密着型として今指定している事業所はどこか
ということと、今後4月から共生型をやりますよというような申し入れ等、

相談が今、井手町の中であるのかどうかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、井手町で地域密着型の指定をしておりますのは、グループホームいでの里とデイサービスセンターみのり、二つの事業所となっております。

そして、今後、共生型のサービスをやってみたいと聞いております事業所は現在ございません。また、京都府の方にも確認してみますと、そういった相談を受けていないということでございます。

以上です。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) ただいま議題になっております議案第9号、第10号、第11号に賛成の立場で討論します。

細かく中身を見ますと、夜間の対応について特例を設けていたものをどの時間帯でも広げるとか、それから、サービス提供者の経験年数について制限が緩和されるとかいう点で若干問題な点もあるわけですがけれども、サービス計画をつくるのに家族の参加を明記したことや、身体拘束についてもきちんと書き込んだ点、また、サービス計画を提供してもらうのに、複数の事業者から提供を求めることができるのだということをちゃんと説明しなあかんというようなことを記入した点も評価できる点でありますので、賛成したいと思います。

特に共生型で問題になってくる障害者福祉と介護保険とのかかわりですがけれども、今、課長からも説明あったように、65歳になると、これまで障がい者のサービスを受けていて、ほとんど自己負担が生じなかったような方に対して、65歳になると介護保険が優先ですよということになって、一気に利用料がかかってくるというような問題がありまして、これも裁判になった

りしています。直近でも、裁判の結果、非常に重度の障がい者の方が介護保険に移行することで負担がふえることについては、だめだというような判決が出たということもございますので、町内でもそういう方がたくさんいらっしゃると思います。ぜひそういう方のご相談にも乗っていただけるような体制を組んでいただきたいと要望して、賛成します。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これから、議案第9号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第24号、平成30年度井手町一般会計予算から、日程第13、議案第31号、平成30年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本件に対する委員長報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田久雄予算特別委員会委員長。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。

ただいま議題となっております議案第24号、平成30年度井手町一般会計予算から議案第31号、平成30年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件の議案につきまして、本予算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月9日の3月定例会におきまして、議員全員をもって構成する予算特別委員会が設置され、平成30年度の8件の当初予算が付託されたものであります。

本予算特別委員会は、3月14日、15日の2日間にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告等に入りますが、議員全員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第24号、平成30年度井手町一般会計予算、議案第25号、平成30年度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第28号、平成30年度井手町後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号、平成30年度井手町介護保険特別会計予算の4議案につきましては、賛成多数をもちまして原案のとおり可決すべきものと決し、議案第26号、平成30年度井手町水道事業会計予算、議案第27号、平成30年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、議案第30号、平成30年度井手町公共下水道事業特別会計予算、議案第31号、平成30年度井手町多賀財産区特別会計予算の4議案は、いずれも賛成全員をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

議長（丸山久志） これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
これから討論に入ります。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) ただいま議題になっております議案第24号から第31号の8議案のうち、議案第24号、井手町一般会計予算、第25号、井手町国民健康保険特別会計予算、第28号、井手町後期高齢者医療特別会計予算、第29号、井手町介護保険特別会計予算の4議案に反対、第26号、井手町水道事業会計予算、第27号、井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、第30号、井手町公共下水道事業特別会計予算、第31号、井手町多賀財産区特別会計予算の4議案には賛成の立場で討論をいたします。

安倍政権は、国政を私物化し、国有地を不当に安く払い下げたのではないかという疑惑に答えるどころか、文書を改ざんして特別扱いの証拠を隠滅しようとしたのではないかと疑問が持たれています。疑惑はますます深まり、国民の怒りは沸騰しています。

一方、国民生活では貧困と格差が広がっています。医療や介護の負担はどんどんとふえ、困窮者の最後のセーフティネットである生活保護の基準も連続して引き下げられようとしています。

そのような悪政のもとでも、住民に寄り添うべき町政が何をなすべきかという観点で、新年度予算は不十分と言わざるを得ません。

まず、一般会計では、新庁舎建設関連の予算がありますが、公募委員も入っているとされますが、住民は誰でも審議過程を知る権利があります。何人でも関心のある人の傍聴を認め、資料なども配付し、オープンな議論を求めます。国道宇治木津線のルート帯が示されましたが、詳細はまだ決まらない点は変わりません。さまざまな住民要望が、新庁舎ができればという形で先送りされており、早期着工に努力するべきです。アクセスの利便性のためには、町内循環バスは不可欠です。

次に、JR玉水駅の周辺整備には、できる限りの工費の節減と地元発注を求めべきです。

教育予算では、給食無償化に踏み出すことは、大きな子育て支援となり、

歓迎いたします。子どもの貧困が深刻化する中、就学援助を申請しやすい環境づくりが必要です。入学説明会で申請書類を配付するなど行うべきです。特に、入学準備金については、学用品購入前に支給できるよう強く求めます。

また、職員の働き方の問題では、役場が官製ワーキングプアを生んでよいのか、こういう状況を改め、臨時職員等の処遇改善を行うべきです。

国民健康保険特別会計では、広域化で激変緩和の措置がとられましたが、このままでは、早晚、保険料アップが待っていると云わざるを得ません。抜本的な公費投入の増額がなければ、広域化しても維持していけないのは明らかです。

水道事業会計や多賀簡易水道特別会計では、水道料金の未収金について、死亡された債務者の未収金回収については、配偶者にとどまらず、正当な相続人には請求を行うべきではないか、指摘しておきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計では、2年ごとの改定となりました。京都府では均等割額、所得割率がわずかに引き下げられましたが、本町では、所得の少ない加入者が多く、軽減措置の見直しの影響を大変大きく受けています。軽減措置が完全に廃止されると、現在の10倍に保険料がはね上がる人も出ます。とんでもない改悪で、許せません。

介護保険特別会計では、3年目の見直しで6.4%もの値上げです。高齢者にとりまして、年金がどんどん削減されている中で、消費税の増税もあり、医療費の負担増も続いています。年金から天引きされる介護保険料の負担感は相当なものでありますが、町長は値上げについて、やむを得ないとおっしゃいました。非常に冷たい言葉で、残念な思いです。

以上のような理由で、議案第24号から第31号の8議案のうち、議案第24号、第25号、第28号、第29号の4議案に反対、第26号、第27号、第30号、第31号の4議案に賛成をいたします。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 6番、村田です。

ただいま議題となっております議案第24号、平成30年度一般会計予算から議案第31号、平成30年度井手町多賀財産区特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

平成30年1月に閣議決定された平成30年度の経済見通しによりますと、現在の我が国の経済動向は、アベノミクスの推進により雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復している。海外経済が回復するもとの、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど、民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある。今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、経済再生なくして財政健全化なしを基本とし、平成30年度予算は、経済・財政再生計画による集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行するとされ、平成30年度の実質GDP成長率は1.8%程度、名目GDP成長率は2.5%程度と見込まれています。

このような我が国の経済状況のもと、本町の平成30年度当初予算総額74億7,985万1,000円であり、早くから取り組まれてきた行財政改革の効果をはじめ、例年どおりの既定経費のさらなる合理化と財源の重点的、効率的に配分されているとともに、これまで積み立ててこられた各種基金を有効に活用するなど、住民参画のもと、透明性の高い行財政運営を目指した予算編成となっております。

平成30年度一般会計予算は総額47億8,000万円であり、過去最大の予算規模であり、従前からの継続事業にも十分配慮されつつ、新規事業にも積極的に取り組む予算が計上されています。

新年度予算案の主な新規事業として、総務費では、井手町と多賀村が合併して60周年の節目となることを記念するための合併60周年記念事業、町と京都産業大学との地域包括連携協定に基づくイノベーションチャレンジ事業や井手応援隊活動拠点運営事業、利便性・快適性向上のためのJR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助などが計上されています。

民生費では、人権交流センターが高齢者や障がいのある方にも利用しやすくなるようにエレベーター設置するためのバリアフリー整備、子ども・子育て施策の計画的な推進を図るための子ども・子育て支援事業計画策定業務、充実した保育を実施するための多賀保育園遊戯室等改修など、各世代に配慮した予算が計上されています。

衛生費では、充実した予防接種事業や各種検診の実施をはじめ、地球に優しいまちづくりを推進するための薪ストーブ等設置補助、住宅用太陽光発電システム等設置補助などが予算計上されています。

農林水産業費では、農地利用の適正化を図るための良質米出荷奨励事業、山林や里山の景観を守るための森林整備事業などが予算計上されております。

商工費では、地域の消費喚起と生活支援を図るためのプレミアム付き商品券発行補助、地域経済の活性化と雇用創出を図るための企業立地促進助成などの予算が計上されています。

土木費では、府立特別支援学校への登校路線となる道路整備や交通安全の向上を図るための道路舗装、JR奈良線高速化・複線化第二期事業の関連事業であるJR玉水駅周辺整備、高齢者や障がいのある方をはじめ、居住者の生活向上のための改良住宅等改修及び町営住宅環境整備などの予算が計上されています。

消防費では、防災・減災を図るための消防団資機材購入、防火水槽設置等、多くの地域住民が参加する防災訓練費などの予算が計上されています。

教育費では、小学校での英語教育を図るための英語指導助手増員、学習環境の充実を図るため、小・中学校へタブレットを配付する教育情報化推進、子育て世代の負担軽減策として、給食費を全額補助することを目的とした学校給食費支援事業などの予算が計上されています。

今回の予算案を見るに当たり、第4次井手町総合計画に掲げている三つの基本理念のもと、安心・安全なまちづくり、防災、福祉、教育に重点を置いた予算編成となっております。

また、特別会計につきましては26億9,985万1,000円で、医療、介護、高齢福祉など、住民が安心して暮らせるための予算となっております。上下水道についても、快適な生活環境を維持、充実するための予算となっております。

以上、非常に厳しい財政状況の中、住民の要望に十分応えるとともに、まちの発展のための充実した予算であると確信いたします。

なお、国民健康保険特別会計であります。これまでから厳しい財政状況が続いていたことから、広域化の実現に向け努力いただいたところ、平成30年度からは京都府が国保の財政運営の責任主体となり、安定的、効率的な事業運営の確保等、制度の安定化が図られることとなりました。今後、スケールメリットを生かしながら、地域住民の方々が健康で安心して暮らすことができるよう、より一層、被保険者の特性に応じたきめ細やかな保健事業などに積極的に取り組んでいただくことをお願いし、議案第24号、平成30

年度井手町一般会計予算から議案第31号、平成30年度井手町多賀財産区特別会計予算までの全ての予算に賛成するものであります。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これから、議案第24号、平成30年度井手町一般会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号、平成30年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号、平成30年度井手町水道事業会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号、平成30年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可

決されました。

これから、議案第28号、平成30年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手多数です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第29号、平成30年度井手町介護保険特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第30号、平成30年度井手町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第31号、平成30年度井手町多賀財産区特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。11時10分より再開します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時09分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第14、発議第1号、生活保護基準引き下げ中止を求める意見書を議題とします。

発議第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田 操です。

それでは、生活保護基準引き下げ中止を求める意見書を提案させていただきます。

政府は、生活保護において、2004年からの高齢加算の段階的廃止、2013年からの生活扶助基準の引き下げ、2015年からの住宅扶助基準の引き下げと冬季加算の減額に続き、2018年10月からは、さらなる生活扶助基準の引き下げと、母子加算の段階的減額を強行しようとしています。生活扶助費の減額幅は平均で2割となり、およそ67%もの利用世帯が減額となります。

京都府内における子どもの貧困率は17.2%と全国でも高く、格差と貧困の広がりが深刻となっています。保護費の削減根拠として、最も所得が低い下位10%の層の消費実績との均衡が挙げられておりますが、比較対象とされた低所得世帯には、生活保護水準以下の収入しかないが、生活保護を利用していない世帯が多く含まれております。削減の根拠とする自体が誤りと言わざるを得ません。

生活保護基準は最低賃金、住民税の非課税基準、就学援助など、多種多様な低所得者に対する救済政策と連動していることから、これを引き下げると、生活保護利用者の生存権を侵害するにとどまらず、住民生活全般にも大きな影響を及ぼすこととなります。本町では、生活保護利用者が人口で4.6%、世帯数で6.9%と大変高率であり、生活保護基準の引き下げの影響は大きいものがあります。

今、国がやるべきことは、生活保護基準の引き下げではなく、低所得者の生活水準を引き上げることであります。ついては、生活保護基準の引き下げを中止するよう国に強く求めるものだという意見書であります。

生活保護という言葉の響きによって、いわゆるスティグマと言われていますが、やはり拒否感を生むということがあります。生活保障法とこの法律の

名称も改定することは必要ではないかと考えておりますが、本町にとって非常に大きな影響を与える生活保護基準の引き下げはぜひ中止を求めたいと思いますので、ご賛同をお願いいたします。

議長（丸山久志）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　村田忠文議員。

6番（村田忠文）　6番、村田です。

ただいま議題となっております生活保護基準の値下げに対して、大都市を中心に下がるとは聞いておるんですが、井手町においても同様に下がるのでしょうか。井手町では上がる可能性があるとも聞いておるんですけども、本当に下がるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　大都市圏でというのは、大都市圏と井手町のような、所得水準が違うというところで、級地というものが設けられていまして、大都市圏は1級地、井手町なんかは3級地－2ということで、もともと非常に低いわけです。その低い額が、これまでだんだんと老齢加算とかが引き下げられてきまして、下がっている。それが、今度の改定については、特に母子加算の減額がありますので、どれだけの井手町の受給者の方が母子加算を受けておられるかというような資料がございませんので、はっきりとは申しませんけれども、明らかに母子加算の部分は減額になるわけで、全体としての額がどれくらいふえる方と下がる方とがあるかというのはもっと詳しく検証しないとわかりませんが、子育て世代を応援するという国の方針から言うと、明らかに逆行するような事態は井手町でも起こる。額については、詳細はまだわかりませんが、これからのことですので。

議長（丸山久志）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第1号、生活保護基準引き下げ中止を求める意見書を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

日程第15、発議第2号、森友学園問題等の真相究明を求める意見書を議題とします。

発議第2号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。

それでは、森友学園問題等の真相究明を求める意見書を提案させていただきます。

学校法人森友学園への国有地売却をめぐる財務省近畿財務局の14もの決裁文書が改ざんされていた事実が判明しました。改ざんの中身は、貸付契約の中で「特例的な内容となる」という文言が削除されたり、学園側の「要請」の文字が「申し出」に書きかえられたり、複数の政治家の名前、また安倍昭恵首相夫人の名前などが削除されたものです。これでは全くの別物になってしまっていると言えます。

これらの改ざん後の文書は国会や会計検査院の提出されており、国会や国民を愚弄し、行政の信頼を根底から損なうこととなりました。元理財局長や首相の陳謝で済むものではなく、内閣総辞職に値する大問題です。

森友学園への国有地売却で財務省が特別な便宜を与え、安倍首相が国政を私物化していた疑惑はますます濃厚となっています。しかし、政府与党は、国民の批判の高まりや野党の追及にもかかわらず、全関係者を証人喚問するということを拒否し、あくまで真相解明に背を向ける態度をとり続けています。こうした姿勢は加計学園問題でも同様であり、安倍内閣の責任は重大です。

よって、国におかれては、森友学園への国有地売却をめぐる決裁文書の改

ざんをはじめ、森友学園問題等の真相の徹底究明に誠実に取り組むよう強く要望いたしますという内容です。

財務省といえば、本町でも、住民の皆さんの所有地の中に昔からの二線引きと言われるような畦畔の土地があって、財務省が所有している土地というのが多数あります。それで、その土地を取引しようとしたり相続しようとしたりすると、なかなか財務省はそれを返事もしてくれない、買い取りたいと言っているのになかなか買わせてくれないというようなことがありまして、住民の皆さんも、財務省とは本当にいろいろ交渉に時間がかかるというようなことで苦情をいつも聞くわけですけれども、一般の住民の方にはそういう厳しい調査等をやらせておきながら、森友学園にはいとも簡単に学園側の要請で多額の値引きをして土地を提供していたということは、全くそれだけでも許せませんけれども、その影にさまざまな疑惑があるということで、今、昨日から発表されてる内閣支持率も急落しております。やはりこれは国民が怒っているということだと思います。国でも地方でも同様のことが言えると思います。行政の信頼を失うようなことを許してはいけないと思います。

議員諸氏のご賛同をお願いいたします。

議長（丸山久志）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第2号、森友学園問題等の真相究明を求める意見書を採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　挙手少数です。したがって、発議第2号は否決されました。

日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

ここで、平成30年3月井手町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は3月8日に招集され、本日まで12日間にわたりまして、平成30年度井手町一般会計予算をはじめ特別会計予算、その他条例関係など、提案されました全ての案件を議員各位の真剣な審議により議了することができました。本日をもって閉会できますことは、これひとえに議員各位のご協力によるものであり、厚くお礼を申し上げます。町長をはじめ、行政側におかれましても、お礼を申し上げます。

議員各位にとりましては、平成26年4月に井手町議員として就任されて以来、4年間、厳しい社会情勢の中、住民の多岐多様なニーズとその負託に応えるべく、議員活動の資質の向上と井手町の発展にご尽力いただき、また、さまざまな取り組みをしていただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

汐見町長以下関係各位におかれましては、少子高齢化、人口減少の喫緊の課題解消に向け、利便性の向上を図るため、JR奈良線複線化や雇用の創出と税収確保のための企業誘致としての白坂地区の開発、住宅地をはじめとする開発適地の拡大のための宇治木津線道路の整備に向けて積極的に取り組みをしていただいていることは、住んでみたい、住み続けたいまちにつながると大いに期待をしております。

さて、私ごとでございますが、平成28年5月に20代目の議長に就任させていただきました。今日を迎えることができました。議員の皆さん、そして、理事者をはじめ関係各位の皆さん、改めましてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

来る4月8日には町議会選挙がとり行われます。再出馬を予定されている

議員各位におかれましては、健康にご留意いただきまして、当選の栄位を得られ、再びこの議場で顔を合わすことができますよう、格段のご努力、ご健闘をお祈り申し上げる次第であります。また、今期限りでご勇退されます議員におかれましては、まことに心残りの感がいたしますが、今日まで地方自治の発展に尽くされたご功績に対しまして、深く敬意と感謝の意をあらわす次第であります。今後はご自愛をいただきまして、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、理事者並びに職員各位におかれましては、今後ともご健勝で町政発展のため格段のご尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 町議会も、特に緊急案件のない限り本日をもって任期最終の議会になると思っておりますので、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月8日に開会いたしました3月定例議会におきまして、議員各位には、本会議並びに委員会を通じて慎重ご審議をいただき、平成30年度予算案並びに関係案件を全て原案どおりご可決いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

今回の予算につきましては、何分限られた財源に基づく関係上、議員各位におかれましては、各般にわたり不十分な点もあるかと思っておりますが、今後、関係機関等に働きかけ、また自主財源の確保にも努めながら、適当な時期に事情の許す限り追加補正の措置等を講じてまいりたいと考えておりますので、何とぞご了承賜りたいと思っております。

なお、本会議や委員会を通じて種々賜りました議員各位のご意見につきましては、今後、予算を執行するに当たり、また新しい施策を講ずるに当たり、できる限り尊重しながら、ご要望やご意見に沿うべく努力する所存でありますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、在任中、幾多の功績を残されました議員各位の任期もいよいよ間近に迫り、皆様と議場でお目にかかることも、本日をもって、おそらく今任期の最後となるのではないかと考えております。今、この4年間の町政を振り返ってみますと、事業面、財政面とも大きく前進を見ることができました。

事業面では、国や京都府などの手厚いご支援をいただきながら、国道24号多賀地区交差点改良事業や鐘付樋門の改築、府道上狛城陽線や和束井手線の整備、町内にあります四つの天井川の護岸補強工事などに取り組んでいただきました。また、長年の懸案であり、本町の課題解決へ向けて最も重要な利便性の向上を図るためのJR奈良線の複線化や雇用の創出、税収確保のための企業誘致、そして住宅地をはじめとする開発適地拡大のための宇治木津線道路の整備の三つにつきましても、着実に前進することができました。

ほかにも、通園、通学時の安全確保のための歩道の設置やJR山城多賀駅エレベーター整備をはじめ、歴史的資産を活用した歴史と自然が薫る道づくりなど、安全性や利便性、景観に配慮した道路整備にも積極的に取り組むことができました。

福祉や教育におきましても、子育て支援医療費助成の満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの完全無料化や食物アレルギーの児童生徒に対する代替食の提供、次年度から実施いたします小・中学校の給食費を完全償化する学校給食費支援事業など、近隣自治体に先駆けた施策の実施をはじめ、外出困難な障がい者に対してタクシー料金の一部助成をする福祉タクシー事業、55歳以上の方を対象にした前立腺がんの無料検診、その他のがん検診についても全て無料で受診できる健康増進事業などにも取り組むことができました。

また、小学校児童の学習意欲と学力の向上を目指す数検チャレンジ推進事業や中学校生徒の英語力向上に向けた英検チャレンジ推進事業、ICT教育環境を整備するために、全普通教室への大型モニター設置や泉ヶ丘中学校コンピューター教室の機器更新を進めることができました。

一方、財政面では、決算状況でも明らかなように、基金残高や地方債残高をはじめ、財政の健全化を判断する実質公債費比率や財政構造の弾力性を判断する経常収支比率など、財政状況は府内市町村の中でも最も良好となっております。

このように多くの事業に取り組み、健全財政を維持できておりますのも、国や京都府のご支援と議会や住民のご協力のおかげと心から感謝しているところでありまして、改めてお礼を申し上げておきたいと思っております。

お聞きしたところによりますと、ほとんどの方は引き続き立候補されることですが、引き続きご出馬になる方々におかれましては、ご健闘

いただき、めでたくご当選になり、再びこの議場でお目にかかれますよう、心からお待ちいたしております。また、この際、後進に道を譲られる方には、今後、町議会の議席を離れられましても、在任中と変わることなく、町政に対して何かとご指導、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、議員各位のご健勝とご多幸、そしてますますのご活躍を心よりお祈り申し上げ、私の挨拶させていただきます。

ありがとうございました。

議長（丸山久志）　　以上で、会議規則第7条の規定により、平成30年3月定例会を本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　異議なしと認めます。したがって、本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成30年3月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前11時31分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 西 島 寛 道

署名議員 岡 田 久 雄